

地域の皆さんで話し合って**農地バンク**を活用しましょう！

機構集積協力金の概要

～ 中山間地域への支援を強化しました！ 担い手同士の農地交換も支援します！～

1 地域集積協力金

地域内のまとまった農地を農地バンクに貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付します！

2 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で農地バンクに農地を貸し付ける場合に交付します！

3 農地整備・集約協力金

簡易な基盤整備（農地耕作条件改善事業）に取り組む場合の農業者負担を軽減します！

～内容に関して不明な点は、お気軽に各問合せ先へ～

1 地域集積協力金

〔問い合わせ先〕
農林水産省経営局農地政策課（直） 03-3591-1389

地域の皆さんで話し合っ
て地域の農地をまとめて
農地バンクに貸し付けると
交付されます。



(1)集積・集約化タイプ ～担い手への農地集積と集約化を一体的に推進しましょう～

【交付単価】

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分 1	20%超40%以下	4 %超15%以下	1.0万円/10a
区分 2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分 3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分 4		50%超	2.8万円/10a

**中山間地域の最低活用率は
平地の1/5！**
(一般地域：20%、
中山間地域：4%)

【交付要件】

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される必要があります。

【取組のイメージ】

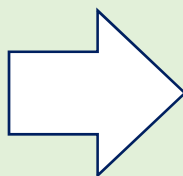
<C県S町の事例>

高齢化により農地を手放したいと考える所有者が増加していたため、農地の遊休化を懸念する担い手が、町担当者や農地の出し手に地区の農地を集積することを提案し、農地バンクを活用して担い手への農地集積と集約化に結びつけました。

- 担い手への集積面積（集積率）：14ha（22%）から40ha（59%）に増加
- 担い手の平均経営面積：4 haから10haに拡大（1団地当たりの面積も拡大）



活用前



活用後

機構の活用率の算出方法、交付対象面積は下記のとおりです。

※集積・集約化タイプ、集約化タイプ共通

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{地域の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} - \text{貸付期間6年未満の農地面積}$$

(2)集約化タイプ ～農地の集約化により分散錯圖の解消を目指しましょう～

【交付単価】

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

担い手への農地集積が一定程度進んでいる地域において、
担い手同士の農地交換を支援します！



【交付要件】

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。（事業実施年度の翌々年度まで）

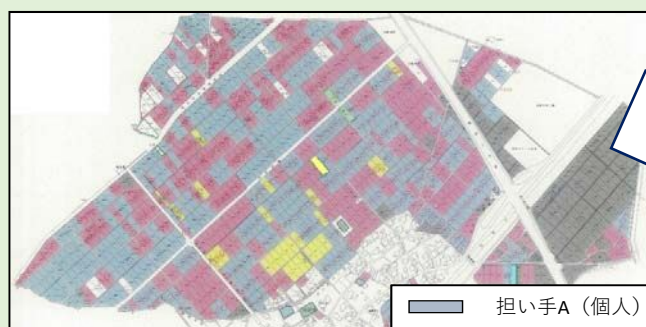
- ① 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積の割合が20ポイント以上増加
- ② 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

【取組のイメージ】

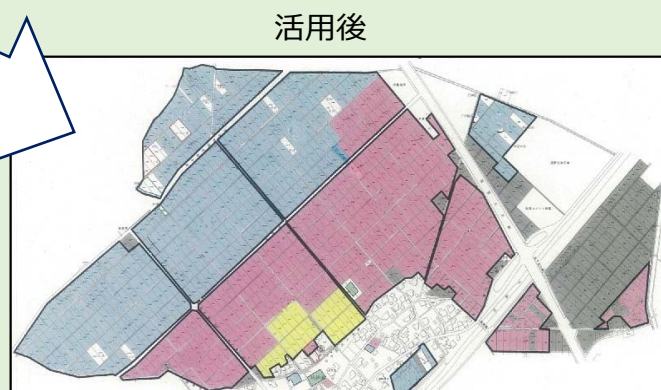
<T県I市の事例>

耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、分散錯圖が生じていた地域。市の担当者が、農地交換による集約化を担い手に提案し、農地バンクを活用して分散錯圖の解消に結びつけました。

- 担い手が利用する団地数：30カ所から8カ所まで減少（1団地平均面積も0.7haから8haに拡大）



活用前



活用後

対象地域は、同一の**人・農地プラン**のエリアに含まれる
一定の区域（農業集落、大字、学校区等の話合いの単位）です。

【地域設定に当たっての留意点】

区域の外縁が明確であり、農地面積が農地台帳により明確である必要があります。

（注）中山間地域などで飛び地がある場合も同一の地域として設定できます。

【人・農地プランの実質化】

地域集積協力金は、

- ・ 農地の所有者等への今後の農地利用に関するアンケートの実施
- ・ 地図による農業者の年齢別構成や後継者の確保状況等の把握・共有

これに基づく地域の関係者の参加による話合いを通じて、今後中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針を記載した人・農地プランが作成されている区域が対象になります。

（注）2019・20年度については、実質化に向けた工程表が作成されている場合も対象になります。

2 経営転換協力金

〔問い合わせ先〕
農林水産省経営局農地政策課（直）03-3591-1389

米と野菜を作っているけど、野菜に特化したいな！
リタイアするので農地を貸したいな！
そんな時に農地バンクを活用すると交付されます。



【交付対象者】

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者

（以下の農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止する場合に対象になります。）
①土地利用型作物、②露地野菜等、③施設野菜、④露地果樹、⑤施設果樹、⑥露地花き、⑦施設花き、
⑧茶、⑨牧草、⑩サトウキビ、⑪その他（①～⑩以外の農業生産部門）

- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない者

【交付単価】

	交付単価	上限額
2019～21年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
2022・23年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※1 経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止されます。

※2 2022・23年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象になります。

【交付要件】

農地バンクに対し、全ての農地を10年以上貸し付ける必要があります。

（注）①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の10a未満の農地、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は、農地バンクに貸し付けなくてもかまいません。

3 農地整備・集約協力金

〔問い合わせ先〕
農林水産省農村振興局整備部農地資源課
（直）03-6744-2208

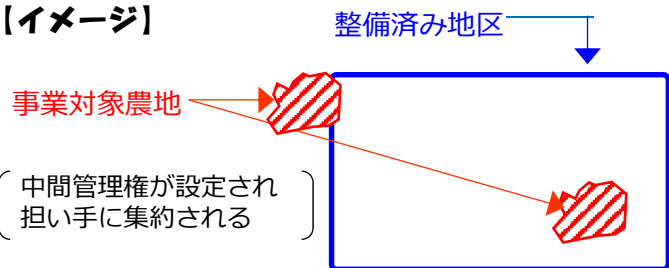
農地耕作条件改善事業の実施地区において、
一定の要件を満たす場合に都道府県に交付され、
農業者負担が軽減されます（最大でゼロ）。



【交付率（整備費に対する割合）】

目標年度における 担い手の農地集約化率	交付率 （整備費に対する割合）
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

【イメージ】



【主な交付要件】

農地耕作条件改善事業の実施地区において、以下の交付要件を満たす必要があります。

- ① 対象農地が基盤整備済み地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha（中山間：5ha）未満であること
- ② 対象農地の全てが、農地バンクに15年以上貸し付けられており、目標年度までに担い手に集積されること
- ③ 対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し（実質化）を行うこと 等